

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人宮崎県不動産鑑定士協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

(目 的)

第3条 協会は、県民生活の向上及び県土の健全かつ均衡ある発展に貢献することを使命とし、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下「連合会」という。）と連携を保ちつつ、不動産鑑定士等の品位の保持及び資質の向上並びに不動産の鑑定評価に関する業務の進歩改善を図ることにより、不動産鑑定評価制度の発展と土地基本法の理念に則った公的土地評価を始めとする土地等の適正な価格の形成に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 不動産鑑定士などに対する技術向上のための研修会の開催、不動産鑑定評価の改善等に資する調査研究及び分析事業
 - (2) 県民に対する研修会の開催、刊行物の発行などによる不動産鑑定評価制度の普及啓発事業
 - (3) 不動産に関する無料相談などに関する事業
 - (4) 国が行う地価公示における価格均衡実現のための分科会運営支援事業
 - (5) 宮崎県が行う地価調査における価格均衡実現のための分科会運営事業
 - (6) 宮崎県内市町村が行う固定資産評価に関する価格均衡実現のための組織運営事業
 - (7) 国税庁が行う相続税評価に関する価格均衡実現のための組織運営支援事業
 - (8) 国が行う不動産取引価格情報提供制度への支援並びに資料提供事業
 - (9) その他協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、宮崎県において行う。
- 3 当協会は、前条の目的達成のため、連合会の団体会員となり、同会と協力して第1項に掲げる事業の公正かつ適正な実施に努める。
- 4 当協会は、一般社団法人九州・沖縄不動産鑑定士協会連合会を組織し、第1項に掲げる事業の公正かつ適正な実施に向けた協議・情報交換を行なう。

(事業年度)

第5条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第2章 会員及び会費

(種別及び資格)

第6条 協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

次のいずれかに該当する者（他の都道府県の不動産鑑定士協会に属している者を除く。）で、協会の目的に賛同して入会した者

ア 宮崎県内に事務所を有する不動産鑑定業者の代表者

イ 宮崎県内に住所又は勤務場所を有する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補（アに該当する者を除く。）

(2) 特別会員

不動産の鑑定評価若しくは公益法人の運営に関して経験豊富な者又は不動産の鑑定評価に関する学識経験者であって、総会において承認された者

(入 会)

第7条 正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 入会は、正会員にあつては理事会においてその認否を決定し、特別会員は総会においてその認否を決定し、それぞれ会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別会員として入会した者の入会金及び会費は、総会の承認を得て、これを免除することができる。

(倫理)

第9条 会員は、不動産鑑定五訓のほか、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 会員は、不動産鑑定評価制度の社会的公共的意義を十分理解し、それぞれに課せられた専門職業家としての責務の自覚のもとに、的確で誠実な業務活動の実践によって、不動産市場における不動産の適正な価格の形成に資するように努めなければならない。

(2) 会員は、専門職業家として担うべき重要な社会的役割を深く受け止め、その遂行のために自らの行動を厳しく律しなければならない。

(3) 会員は、基本的人権を尊重し、他者の権利を侵すことのないように留意するとともに、偏見をもつことなく公平な態度を保持しなければならない。

(4) 会員は、高い倫理観と専門的能力の兼備こそが将来の発展を導く源泉であることをよく理解し、不断の自己研鑽により、視野を広げつつ、体系的な知識の習得と技能の維持向上に努めなければならない。

(5) 会員は、専門職業家として、良心に従い誠実な対応を積み重ねることによって、不動産鑑定評価制度に対する信頼を高めるように努めなければならない。

(会員の権利・義務)

第10条 正会員及び特別会員は、次の各号を含む協会の定款、規程、規則又は総会の議決によって規定されている権利を行使することができる。

(1) 第53条に定めのある備え付け帳簿及び書類の閲覧

(2) 総会に出席し議決に参加する権利

(3) 委員会・研修会に参加する権利

(4) 協会の施設又はサービスを利用する権利

(5) 清算法人の貸借対照表の閲覧

(6) 合併契約の閲覧

2 会員は、協会の定款、規程、規則又は総会の議決によって課せられるすべての義務を果たさなければならない。また、専門職業家として高い倫理を保持し、その品位を傷つける行為を行ってはならない。

- 3 会員が役員又は委員その他の役職に就任したときは、その職務に関して知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らしてはならない。会員が役員又は委員その他の役職でなくなった後も同様とする。

(資格喪失)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡若しくは失踪宣言を受けた場合。
- (4) 不動産の鑑定評価に関する法律（以下「鑑定法」という）第16条各号又は第25条各号のいずれかに該当する場合。
- (5) 鑑定法第20条又は第30条の規定により登録を消除されたとき。
- (6) 除名されたとき。
- (7) 入会金・会費規程第8条2項に該当したとき。

(退 会)

第12条 会員は、退会届を会長に届け出ることにより、いつでも退会することができる。

(懲 戒)

第13条 会員に、次の各号の一に該当する事実がある場合、会長は、懲戒の対象となっている会員を懲戒することができる。

- (1) 法令等によって処分を受けたとき
- (2) 鑑定法第3条第1項及び第2項の業務につき不動産鑑定士の品位又は信用を傷つける行為があったとき
- (3) 定款、規則、規程又は総会の議決に違反する行為があったとき
- (4) 協会の名誉を傷付け、又は目的に反する行為があったとき
- (5) その他懲戒すべき正当な事由があるとき

2 懲戒は、次の3種とする。

- (1) 戒告
- (2) 会員の権利の停止（但し、定款第10条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号は除く。）
- (3) 除名

3 懲戒の審査対象となっている会員は、懲戒手続が行なわれている間、第11条及び第12条の規定を適用しない。

4 懲戒の審査事案については、連合会に設置される綱紀・懲戒審査会において、同会と共同で懲戒対象となっている会員に対する調査及び審査を行う。

5 会員に対する第2項第1号及び第2号の懲戒を決定する場合は、理事会の議決を経なければならない。また、懲戒が決定した後は、懲戒の対象となった会員に対し、書面により懲戒処分の内容及び理由を通知するものとする。

6 会員に対する除名を決定する場合は、第16条に基づく総会の決議を経なければならない。また除名対象となっている会員に対し、総会開催2週間前までに、当該総会において除名を審議すること、及び当該総会において議決を行う際に弁明する機会を与えることについて通知するものとする。

7 懲戒に関する事項は、理事会の定めるところによる。

(抛出金品の不返還)

第14条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、いかなる理由があっても返還しない。

第3章 総会

(構成)

第15条 総会は、正会員をもって構成する。

2 特別会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

3 第1項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 総会で決議するものとして法令で定められた事項

(2) この定款で総会で決議するものとして定められた事項

(開催)

第17条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

2 通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示した書面を提出して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 総会の議長は、会長又は会長の指名した者がこれに当たる。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(特別決議)

第22条 前条の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 役員の一部免除

(4) 定款の変更

(5) 協会の解散

(6) その他法令又はこの定款で定められた事項

(代理及び書面による議決権の行使)

第23条 総会に出席できない正会員は、代理出席又はあらかじめ通知された事項について書面をもって議決することができる。

2 代理人により議決権を行使する場合は、総会に出席する代理人に代理権を授与することを証する書面を協会に提出しなければならない。

3 書面により議決権を行使する場合は、正会員は理事会が別に定める議決権行使書面に必要事項

を記載し、総会前日までに協会に提出しなければならない。

4 前2項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第24条 総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会において選任された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の設定及び選任)

第25条 協会に次の役員を置く。

理事 5名

監事 1名

2 理事及び監事は、役員選出規程により定める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 理事のうち1名を会長とし、会長以外の者を副会長とする。

5 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、同項の副会長をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員構成の制限)

第26条 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。

2 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

3 前第2項の規定は、監事についても同様とする。

4 協会の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担する。

4 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。

(2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状態を調査すること。

(3) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。

(4) 第3号の報告をするため必要と認めるときは、会長に理事会の招集を請求すること。

(5) その他法令で定める職務

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでなお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(日当・交通費等)

第31条 理事及び監事には、別に定める日当・旅費・交通費を支給することができる。

2 常勤の理事及び監事に対して基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

3 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員責任の免除)

第32条 協会は、法人法第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因になった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第33条 協会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、本協会の業務に関する重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第34条 協会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選任及び解職
- (4) その他法令又はこの定款に定める事項

(招集)

第36条 理事会は会長が招集する。但し、法令に別段の定めのある場合を除く。

2 前項本文の規定において、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、総財務担当の副会長が招集する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会開催のつど議長を選任する。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。この場合において、代理人又は書面による議決権の行使は認められない。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 委員会

第40条 協会に、第4条に掲げる事業の企画及び立案のため、理事会の定めるところにより、必要に応じ委員会を置くことができる。

2 委員会の委員長及び委員は、理事会において選任する。

3 委員長は、会長及び副会長の業務の執行について補佐をする。

4 委員には、別に定める日当・旅費・交通費を支給することができる。

第7章 資産、会計、事業計画等

(会計の原則)

第41条 協会の会計は、その行う事業に応じて一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとし、その基準は会長が理事会の決議を経て定める。また、これを変更する場合も同様とする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、次の書類を作成し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の承認を受けた書類については、その内容を直近の総会に報告しなければならない。

3 第1項の承認を受けた書類については、当該年度が終了するまで主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(長期借入金)

第43条 協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、使途及び借入条件を明示して、総会の承認を得なければならない。この承認には、第22条の特別決議を適用する。また、使途及び借入条件を変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第44条 協会の事業報告書及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金分配の禁止)

第45条 協会は、会員に剰余金を分配してはならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第44条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 協会の定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人である場合を除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号の掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

- 第51条 協会は、主たる事務所に事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長を置くことができ、職員を置く。
 - 3 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
 - 4 その他の職員は、会長が任免する。
 - 5 事務局の組織及び運用に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

- 第52条 事務局には、次に掲げる帳簿及び関係書類を備え置かなければならない。
- (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 総会及び理事会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令及び本定款に定めがある場合にはそれによるほか、理事会の定めるところによる。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第53条 協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、法令及び本定款に定めがある場合にはそれによるほか、理事会の定めるところによる。

(個人情報の保護)

- 第54条 協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全に期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、法令及び本定款に定めがある場合にはそれによるほか、理事会の定めるところによる。

(公告)

- 第55条 協会の公告は、協会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 連合会代議員の選任

(連合会代議員)

- 第56条 連合会代議員及び補欠代議員は、総会において、協会の正会員の中から規定の員数を出席正会員が選任する。但し、連合会の正会員ではない協会の正会員は代議員の選出に係わる権利を有しない。
- 2 連合会代議員は欠員補充を考慮し、選出するものとする。

- 3 会長は、代議員の名簿を作成し、通常総会の 30 日前までに連合会会長に送付しなければならない。
- 4 代議員は、連合会総会の決議事項等について、協会会員に報告するものとする。

第 1 2 章 雑 則

第 5 7 条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、法令の範囲内において理事会の決議を経て、会長が定めることができる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 1 0 6 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 協会の最初の会長は、平成 25 年 3 月に開催される社団法人宮崎県不動産鑑定士協会の総会において選任された者とする。
- 3 整備法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。

平成 30 年 5 月 18 日 一部改正

この改正は、平成 30 年 5 月 18 日よりこれを施行する。

平成 30 年 7 月 10 日 一部改正

この改正は、平成 30 年 7 月 10 日よりこれを施行する。

令和 2 年 1 月 24 日 一部改正

この改正は、令和 2 年 1 月 24 日よりこれを施行する。

令和 3 年 6 月 10 日 一部改正

この改正は、令和 3 年 6 月 10 日よりこれを施行する。

令和 4 年 6 月 10 日 一部改正

この改正は、令和 4 年 6 月 10 日よりこれを施行する。